

＼ 2025年10月施行開始 ／

改正 育児・介護休業法 への対応お済みですか？



「柔軟な働き方を実現するための措置等」の対応に
福利厚生が一部活用できます

「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」として
5つの選択肢の中から2つ以上の制度導入が義務化

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等（10日以上/月）
- ③**保育施設の設置運営等**
- ④就業しつつ子を養育することを
容易にするための休暇
（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤短時間勤務制度



まとめて福利厚生
の育児補助制度が該当



さらに

福利厚生、健康支援、教育・研修支援がすべて揃ったオールインワンサービス
で企業さまの多様な課題解決に貢献します。



従業員満足度向上

採用強化

健康経営

両立支援

サステナビリティ経営



まとめて福利厚生 の育児サポートサービス



出産から子育てまで育児のトータルライフをサポート。
経済的支援として業界最大級の「育児補助制度」をご提供。

➤ 一時保育補助「すくすくえいど」

ベビーシッター・病児シッターサービス、
認可外保育施設、民間の学童保育施設利用時に、
一部補助金が受けられる制度。



年間最大

108,000円(税込)の補助

保育施設など利用 1 時間300円補助対応
※1日2時間月30時間上限

➤ 月極め保育補助「すくすくmonthly」

認可外保育施設の月極保育サービス利用時に、
一部補助金が受けられる制度。

年間最大

120,000円(税込)の補助

➤ すくすくファミリーサポート

自治体が運営する育児マッチングサービス「ファミリー
サポートセンター」利用時に補助金が受けられる制度。

年間最大

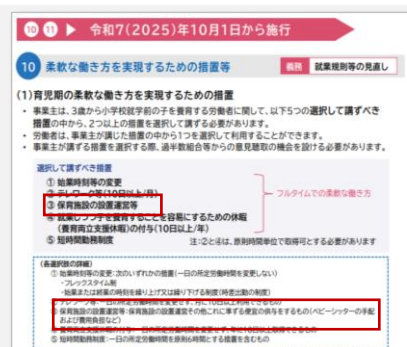
36,000円(税込)の補助

※画像・特典内容は2024年12月時点のイメージ・一例となります。予告なく変更となる場合がございます。

※お申込のタイミングによっては販売停止されている場合がございます。

厚生労働省見解

<令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A（令和7年1月23日時点）より一部抜粋>



育児・介護休業法改正ポイントの
ご案内より引用

A2-15：「保育施設の設置運営等」は、「保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与」（改正後の育児・介護休業法施行規則第75条の4）であり、例えば事業主がベビーシッターを手配（※）し、かつ、当該ベビーシッターに係る費用を補助することが含まれます。

※「手配」とは、ベビーシッター派遣会社と事業主が契約を締結して労働者からの希望に応じて当該会社に事業主が派遣の依頼を行うことのほか、ベビーシッター派遣会社と事業主が契約し、労働者が直接当該会社に派遣の依頼をすることも含まれます。

A2-17：事業主は、福利厚生サービス会社と法人契約をし（手配）、会費を支払うことにより事実上労働者が利用したベビーシッターサービス料金の一部を負担しているため（費用負担）、事業主の「手配」かつ「費用負担」が認められるので、便宜の供与に該当し、措置を講じたことになります。

厚生労働省から発出されている文章を元に当社の見解を記載しておりますが、法令上の取扱等は、顧問の社会保険労務士や所轄の労働基準監督署にご確認ください。

KDDI まとめてオフィス株式会社

住所：東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル

まとめて福利厚生ホームページ：

https://www.kddimatomete.com/lp/matofuku_login_2/

202506-20